

（宛先）下 関 市 長

（申請者）

住 所	〒 ー
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
緊急連絡先（携帯等）	

下関市スマートハウス普及促進補助金交付申請書

下関市スマートハウス普及促進補助金の交付を受けたいので、下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

対象システムの設置予定住所	下関市	
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 （ 築後 年 ）	
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
申請する対象システムの種類	申請するシステムの <input type="checkbox"/> にチェックしてください。	添付書類
	<input type="checkbox"/> 燃料電池コージェネレーションシステム	様式第1号の2
	<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム	様式第1号の3
	<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	様式第1号の4
	<input type="checkbox"/> V2H充放電設備	様式第1号の5
対象経費の総額（税抜）	円	
申請額の総額	円	

申請手続のための確認事項

確認項目 (注) チェックできない項目がある場合は申請ができません。		確認欄 (チェックしてください。)	
交付対象	下関市内に居住又は居住する予定がある。	<input type="checkbox"/> はい	—
	対象システムの設置工事の完了報告を行う際は、当該設置工事を行った住宅に居住している。 ※「いいえ」の場合、居住後速やかに住民票の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	下関市の市税を滞納していない。	<input type="checkbox"/> はい	—
	申請者以外に住宅の所有者がいるか、住宅が申請者の所有するものでない。 ※「はい」の場合、所有者全員から承諾書をもらう必要があります。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第5条第2項各号に該当しない。	<input type="checkbox"/> はい	—
対象設備等	対象システムは、申請者が自ら購入し、所有するものである。	<input type="checkbox"/> はい	—
	申請者が居住する住宅に設置し、かつ、申請者が居住する住宅で使用するものである。 ※「いいえ」は申請者が単身赴任等やむを得ない事情により居住していない場合のみです。ただし、配偶者や子等は居住している必要があります。別途提出が必要な書類がある場合がありますので、事前にご相談ください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
書類の提出等	対象システムの設置工事が完了した日若しくはその代金の支払を完了した日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第12条第1項の表に定める期日のいずれか早い日までに、対象システム設置に係る完了報告を行う。	<input type="checkbox"/> はい	—
	申請書等に添付する下関市など公的機関の発行する証明書は、発行日以後3か月以内のものである。	<input type="checkbox"/> はい	—
処分の制限	対象システムの設置完了日から起算して、下関市スマートハウス普及促進補助金交付要綱第18条第1項各号の耐用年数の期間、市長の承認を受けずに、対象システムを処分しない。	<input type="checkbox"/> はい	—
使用状況の報告等	市長から協力を求められた場合、対象システムの使用状況の報告や対象システム利用に関するアンケートなどに協力することに同意する。	<input type="checkbox"/> はい	—

【注意事項】 以下の事項について、十分確認の上、記入及び提出をお願いします。

- 1 申請者は、事務手続代行者（販売店など）に申請事務手続の代行を依頼することができます。その場合、様式第1号の7の提出を併せてお願いします。
- 2 申請者から提出のあった書類は返還しません。
- 3 添付書類等に不備があるときは、受理できない場合があります。
- 4 期日までに完了報告を行うことができない場合、補助金の交付を行うことができませんのでご注意ください。
- 5 申請に係る提出書類は、コピーするなど控えをご用意ください。